

会津若松市簡易水道事業経営審議会 委嘱状交付式・第1回会議

日 時 令和7年7月11日（金）

午後1時30分～

場 所 会津若松市役所5－2会議室

次 第

○委嘱状交付式

○令和7年度第1回会議

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長・副会長選出
- 4 協議事項
 1. 令和7年度事業計画について
 2. 令和7年度予算概要について
 3. 簡易水道事業にかかる経営戦略及び料金の見直しについて
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

令和7年度 簡易水道事業経営審議会 委員一覧

(敬称略)

No.	区 分		委員名	備考
1	簡易水道 施設使用者	西田面町内会	星 健一	
2		下馬渡町内会	小檜山 祐一	
3		東田面町内会	鈴木 衛	
4	学識経験者	税理士	玉川 祐太	
5	その他	上下水道事業 経営審議会委員	東北電力株式会社 会津若松支社副支社長 佐久間 隆	
6		湊地区関係団体	特定非営利活動法人 みんなと湊まちづくり ネットワーク理事長 小檜山 昭一	
7		湊地区関係団体	会津森林管理署 次長 出川 敬文	
8		公募委員	星 ひとみ	

任期：令和7年7月11日から令和9年7月10日まで

1. 令和7年度 市営簡易水道事業計画

(1) 簡易水道用地測量業務委託

①目的

会津若松市簡易水道事業の運営に伴う水源地及び配水池、付帯施設等の占用に必要な測量調査業務を委託事業で行う。

②実施場所

会津若松市湊町共和地内外

③実施方法

業務委託（受注者：東北都市コンサル株式会社）

④委託期間

令和7年6月5日～令和7年9月18日

(2) 東田面地区配水管布設替工事

①目的

昨年度から実施している老朽管の布設替工事を実施し、管路の更新を図る。

②工事場所

会津若松市湊町（東田面地区）地内・・・別添図面参照

③実施方法

請負工事（受注者：東邦工業 株式会社）

④施工時期

令和7年6月5日～令和7年10月16日

(3) 簡易水道流量計設置工事

①目的

湊町簡易水道3地区の配水池出口にI o T流量計を設置し、流量監視による異常の早期発見や流量把握により、今後の整備における適正な配水池容量を検討するため設置工事を行う。

②工事場所

会津若松市湊町共和地内外

③実施方法

請負工事（未定）

④施工時期（予定）

令和7年8月上旬～令和7年11月下旬

※既設 V P 利用



2. 令和7年度会津若松市簡易水道事業会計予算概要

(1) 業務量

	令和6年度	令和7年度	増減	増減率(%)
給水件数(件)	158	157	△1	△0.6

(2) 配水量

(単位: m³)

	令和6年度	割合(%)	令和7年度	割合(%)	増減	増減率(%)
総配水量	53,090	100.0	50,512	100.0	△2,578	△4.9
(1) 有効水量	44,223	83.3	42,077	83.3	△2,146	△4.9
有収水量	42,100	79.3	40,056	79.3	△2,044	△4.9
無収水量	2,123	4.0	2,021	4.0	△102	△4.8
(2) 無効水量	8,867	16.7	8,435	16.7	△432	△4.9

* (1)有収水量＝水道料金となる水量

無収水量＝配水管布設、修理等の洗浄水など

(2)無効水量＝配・給水管等の漏水など

(3) 有収水量

(単位: m³)

	令和6年度	令和7年度	増減	増減率(%)
総有収水量	42,100	40,056	△2,044	△4.9
有収率(%)	79.3	79.3	0.0	0.0

(4) 収支比較 (金額は税込み)

(単位: 千円)

	科目	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	科目内の 割合(%)	増減	増減率(%)
収益的	1営業収益	19,450	30,362	70.7	10,912	56.1
	2営業外収益	8,446	12,571	29.3	4,125	48.8
	簡易水道事業収益計	27,896	42,933	100.0	15,037	53.9
収益的支出	1営業費用	21,873	32,800	96.7	10,927	50.0
	2営業外費用	49	518	1.5	469	957.1
	3特別損失	11	2	0.0	△9	△81.8
	4予備費	600	600	1.8	0	0.0
	簡易水道事業費用計	22,533	33,920	100.0	11,387	50.5
当期純利益(税込み)		5,363	9,013	—	3,650	68.1
" (税抜き)		3,547	2,983	—	△564	△15.9
資本的	1企業債	19,900	66,300	99.8	46,400	—
	2出資金	473	142	0.2	△331	△70.0
	資本的収入計	20,373	66,442	100.0	46,069	226.1
資本的支出	1建設改良費	19,976	66,330	93.3	46,354	232.0
	2企業債元金償還金	4,492	4,492	6.3	0	0.0
	3予備費	300	300	0.4	0	0.0
	資本的支出計	24,768	71,122	100.0	46,354	187.2
収入が支出に不足する額		4,395	4,680	—	285	6.5

【補てん財源】 過年度分損益勘定留保資金4,680千円

3. 簡易水道事業にかかる経営戦略及び料金の見直しについて

(1) 経営戦略の見直しについて

『会津若松市簡易水道事業経営戦略』(R3.3 策定、計画期間：R3～R12)

① 前回までの内容

「経営戦略の改定推進 (R4.1.25 総務省自治財政局公営企業三課室長通知)」《抜粋》

○策定後3～5年での見直しが必要(国の目標：R7までの見直し率100%)

○持続可能なサービス提供において不可欠な事項を盛り込むこと

…料金収入・更新費用・物価上昇に伴う経費等の的確な反映

…収支を維持する上で必要となる経営改革(料金改定等)の検討

⇒上記を踏まえて、「料金改定にかかる方針」を決定してから経営戦略の見直しを進める。

(料金改定の詳細は次の項目)

② 具体的な改定内容(各章の主な改定箇所)

- 1) 経営戦略について : 改定概要の追記
- 2) 事業概要 : これまでの整備状況・現状分析にかかる時点修正
- 3) 将来の事業環境 : 水需要・料金収入・施設等の見直しにかかる時点修正
- 4) 経営の基本方針 : 上水道料金までの段階的な見直し
- 5) 投資・財政計画 : 整備方針反映の投資計画と料金改定反映の財政計画に修正
- 6) 経営戦略の検証・更新 : 上記修正等の反映

(2) 料金の見直しについて

① 改定の必要性

1) 料金回収率の減少

給水収益(料金収入)だけでは給水費用を賄うことができず、一般会計繰入金等により財源不足を補填している状況下において、施設更新事業に着手してきたこともあり、料金回収率は年々減少傾向にある。

2) 経営戦略への反映

具体的な施設整備計画を経営戦略に示す際に、収支計画に整備事業費(見込)はもとより、料金改定を検討のうえ給水収益(見込)も反映する必要がある。

3) 料金改定方針

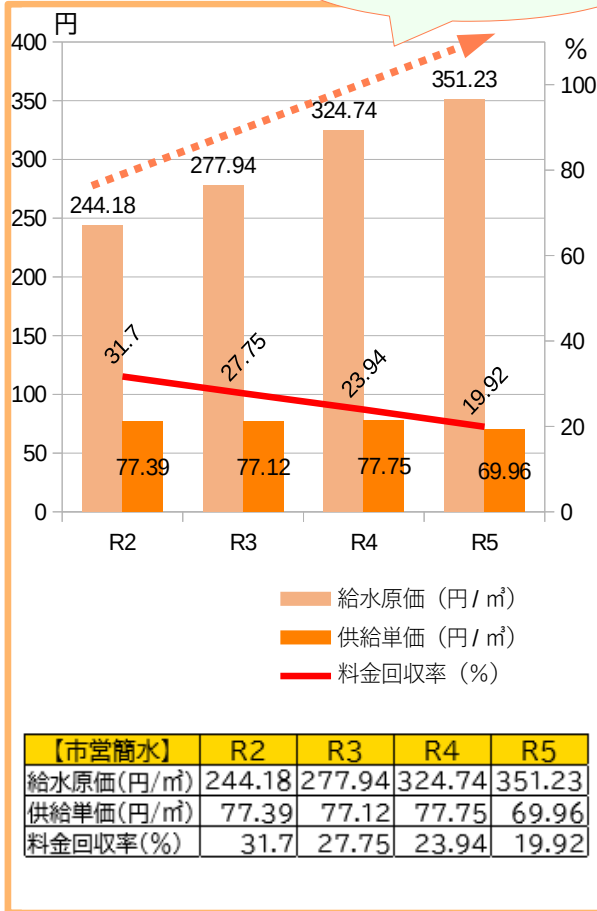
メーター設置による料金徴収開始以降、
1950年代の供用開始以降、料金改定には着手しておらず、現在も供用開始時の施設を継続利用していることから、料金改定は施設更新と一体で検討する旨を住民等に説明してきた。なお、現料金と給水原価との乖離は著しい状況にあり、激変緩和措置対応として、現在の上水道料金までの段階的な値上げが折衷案として考えられる旨も説明し、理解を求めてきた。

【参考】市営簡易水道料金の現状と比較

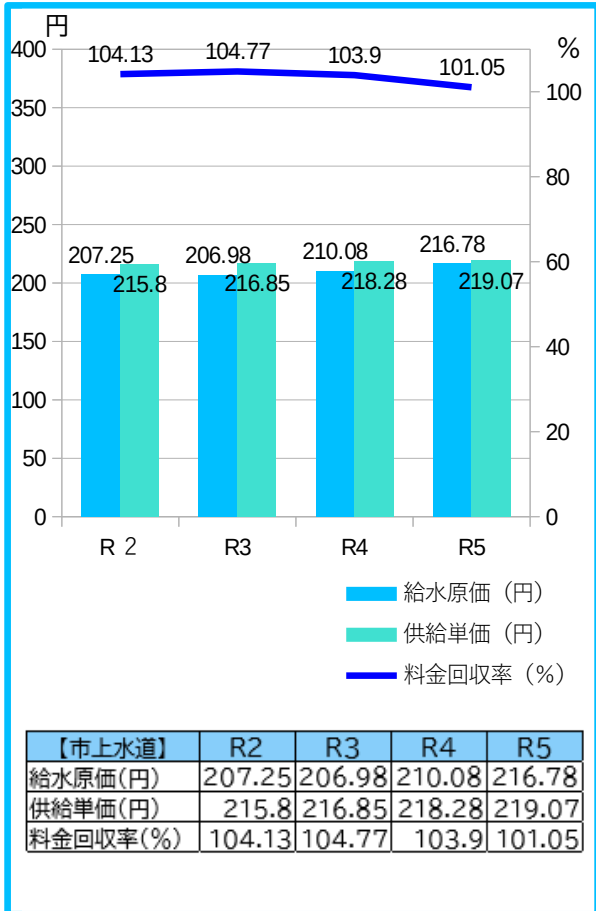
《直近の状況》

○市営簡易水道事業

事業実施に伴う
増加傾向は継続見込



○市上水道事業



「給水原価 (A)」：有収水量 1 ㎡あたりの費用（経常費用等/年間総有収水量）

「供給単価 (B)」：有収水量 1 ㎡あたりの収益（給水収益/年間総有収水量）

「料金回収率 (B/A*100)」：給水に要する費用を給水収益により賄っている割合

《R6料金比較(税込)》

区分	基本水量 (㎡)	基本料金 (円)	超過料金 (円/㎡)	10㎡料金 (円)	20㎡料金 (円)
【市】簡易水道	10	638	77	638	1,408
【市】上水道(口径13mm)	10	1,496	215.6	1,496	3,652
【原】簡易水道	0	600	50	1,100	1,600
【上馬渡】簡易水道	10	1,100	20	1,100	1,300
【赤井】簡易水道	20	1,000	30	1,000	1,000
【湊地区】給水施設	0	2,000～ 2,500	50	2,500～ 3,000	3,000～ 3,500
(郡山市湖南)簡易水道	0	693	※1	1,353	2,013
(郡山市)上水道	0	1,166	※2	2,189	3,212
(猪苗代町)上水道	0	1,210	※3	1,980	3,080
(喜多方市)上水道	6	1,760	※4	2,068	4,268

※1 郡山市（湖南）簡易水道の超過料金：20㎡以下は66円/㎡、20㎡超は132円/㎡。

※2 郡山市上水道の超過料金：20㎡以下は102.3円/㎡、20㎡超は226.6円/㎡。

※3 猪苗代町上水道の超過料金：10㎡以下は77円/㎡、10㎡超は110円/㎡。

※4 喜多方市上水道の超過料金：10㎡以下は77円/㎡、10㎡超は220円/㎡。

② 料金改定案

(単位：円／税込)

口径	現在の料金		第 1 期 (令和 8～9 年度)		第 2 期 (令和 10～11 年度)		第 3 期 (令和 12～13 年度)	
	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金
13 mm	638 (10 m ³ 込)	77	924 (10 m ³ 込)	123	1,210 (10 m ³ 込)	169	1,496 (10 m ³ 込)	216
20 mm			1,419 (10 m ³ 込)		2,200 (10 m ³ 込)		2,981 (10 m ³ 込)	
25 mm			1,914 (10 m ³ 込)		3,190 (10 m ³ 込)		4,477 (10 m ³ 込)	
40 mm			8,855		17,072		25,289	

※ 3 段階（均等）に分けて 2 年ごとに改定し、現在の下水道料金体系と同額に。

※ 料金体系を「用途別」から、下水道料金体系と同じ「メーター口径別」に。

※ 改定月日は該当年度の 6 月 1 日（予定）。

(3) 見直しスケジュール（予定含む）

時 期	内 容	備 考
R6.11	料金改定方針説明	経営審議会
R7.2～	料金改定方針説明	住民説明会（4 か所）
R7.2～	料金改定シミュレーション	（市）
R7.4～	経営戦略改定・料金改定（条例改正）検討	（市）
R7.7.11	見直し（改定）方針に対する意見交換	経営審議会
R7.8～	料金・経営戦略改定（案）説明	住民説明会（3 地区）
R7.9～	経営戦略改定・料金改定の最終案とりまとめ	（市）
R7.10～	経営戦略改定・料金改定（最終案）の諮問・答申	経営審議会
R7.12	経営戦略改定の承認 料金改定（条例改正）の議決	（市議会）
R8.1～	周知・広報	
R8.6～	料金改定（新料金体系にシステム改修）	

○会津若松市簡易水道事業経営審議会条例

令和 2 年 9 月 23 日
会津若松市条例第 25 号

(設置)

第 1 条 簡易水道事業を適正かつ円滑に運営するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、会津若松市簡易水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、簡易水道事業の経営に係る必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 簡易水道施設の使用者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、前項の規定にかかわらず、その身分を失ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。